

三条市農業委員会総会議事録

日 時 平成26年9月30日 午前9時30分

場 所 三条市役所 本庁舎4階全員協議会室

会議に付した議題

- 議第 1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議第 2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議第 3号 農地の競売（買受）適格者証明願いについて
- 議第 4号 平成27年度三条市農林関係の要望について
- 議第 5号 三条市経営所得安定対策検討委員会委員の推薦について

報告事項

- 報第 1号 第2調査部会の調査結果報告について
- 報第 2号 基盤強化法の解約通知について
- 報第 3号 農地法第3条の3第1項の届出について
- 報第 4号 あっせん譲受等候補者名簿の登載について

出席委員 35名

- | | |
|----------------|----------------|
| 1番 大 桃 伸 之 委員 | 2番 鶴 卷 純 一 委員 |
| 3番 内 山 敏 雄 委員 | 4番 村 井 善一郎 委員 |
| 5番 熊 倉 睦 委員 | 6番 捧 譽 委員 |
| 7番 阿 部 眞佐雄 委員 | 8番 刈 屋 一 夫 委員 |
| 9番 佐 藤 満 委員 | 10番 金 子 純 一 委員 |
| 11番 内 山 清 委員 | 12番 大 竹 一 雄 委員 |
| 13番 横 山 一 雄 委員 | 14番 村 山 佐喜雄 委員 |
| 15番 山ノ内 正 委員 | 16番 大 竹 正 信 委員 |
| 17番 廣 川 哲 也 委員 | 18番 田 邊 稔 委員 |
| 19番 五十嵐 俊 雄 委員 | 20番 坂 井 和 弘 委員 |
| 21番 阿 部 銀次郎 委員 | 22番 野 水 敏 秋 委員 |
| 23番 野 崎 文 夫 委員 | 24番 嘉 藤 太加雄 委員 |
| 25番 佐 藤 裕 雄 委員 | 26番 阿 部 新一郎 委員 |
| 27番 星 野 英 治 委員 | 28番 藤 田 吉 則 委員 |
| 29番 渡 邊 一 英 委員 | 30番 原 正 利 委員 |
| 31番 小 師 勉 委員 | 32番 目 黒 伸 一 委員 |
| 33番 山 田 佳 典 委員 | 34番 蒲 澤 正 委員 |
| 35番 小 林 六 一 委員 | |

欠席委員 なし

職務のため出席した事務局職員

事務局 長	堀 雅 志
事務局 次 長	斎 藤 公 明
経営基盤係副参事	麦 倉 政 勝
経営基盤係主任	堀 江 定 昭

午前9時30分 開会及び開議

議長（野崎会長）

定刻になりましたので、9月の定例総会を開催したいと思います。

これより会議に入ります。

最初に、出席状況を申し上げます。定員35名のところ、現在員35名、出席35名、欠席ゼロで、会議は成立いたします。

なお、議事録の署名委員につきましては、定めにより私から指名をいたします。12番、大竹一雄委員、25番、佐藤裕雄委員を指名いたしますので、よろしく願いいたします。

それでは、早速に議事に入ります。

議第1号『農地法第3条の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（堀事務局長）

それでは、議第1号『農地法第3条の規定による許可申請について』ご説明をいたします。

議案書の2ページをお願いいたします。今月の申請は7件で、合計1万3,860㎡であります。

27番は、上保内地内の農地2筆、518㎡を譲り受け人が譲り渡し人の要望により、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり60万円であります。

続きまして、28番は吉田地内の農地1筆、2,996㎡を譲り受け人が経営規模の拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり200万円であります。

続きまして、29番は善久寺地内の農地1筆、300㎡を譲り受け人が経営規模の拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり約102万円であります。

30番は、北五百川地内の農地1筆、171㎡を譲り受け人が譲り渡し人の要望により、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり30万円であります。

31番は、桑切地内の農地3筆、2,846㎡を経営の若返りを図るため、同一世帯内後継者が使用貸借権を設定するものであります。

32番は、石上2丁目地内ほかの農地、計5筆、4,071㎡を譲り渡し人が経営の

若返りで設定した使用貸借契約が期間満了するため、再設定をするものです。

最後に、33番は譲り渡し人が新潟県が施行する1級河川五十嵐川河川等復旧助成事業による土地収用に伴う代替地として取得した月岡地内ほかの農地、計4筆、2,958㎡を経営移譲を受けた同一世帯内後継者が使用貸借権を設定するものです。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入る前に先日調査部会で調査いただいておりますので、その結果を報告願います。

第2調査部会長は、坂井会長代理の隣に着席願います。

8番、刈屋一夫委員。

第2調査部会長（8番刈屋一夫委員）

改めましておはようございます。それでは、第2調査部会の調査結果についてをご報告いたします。

第2調査部会では、9月25日午前9時から厚生福祉会館第2集会室におきまして、部会員と野崎会長、坂井会長代理出席のもと会議を開催いたしました。

事務局より日程説明、議案説明を受け、全案件について意見決定を経て、午後10時50分に閉会いたしました。

ただいま意見が求められております議第1号『農地法第3条の規定による許可申請について』は、売買によるもの4件、使用貸借によるもの3件、合計7件、面積1万3,860㎡で、現地調査を含む書類審査及び事務局の現地確認結果など詳細説明を受け、いずれも譲り受け人の経営面積や機械、労働力、技術、下限面積などの許可要件を全て満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方は、ご発言を願います。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第1号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第2号『農地法第5条の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（堀事務局長）

それでは、議第2号『農地法第5条の規定による許可申請について』説明をいたします。

議案書の4ページお願いいたします。今月の申請は6件で、合計1万4,606㎡であります。

50番から順に説明申し上げます。

50番は、北入蔵3丁目地内の農地8,406㎡を賃借権の設定により駐車場、緑地帯及び調整池の用地として利用したいものです。場所につきましては、農業体験交流センター北側200m付近で、住宅、業務施設等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

続きまして、51番は直江町3丁目地内の農地3筆、1,917㎡を売買により取得し、宅地造成8区画及び道路の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約6,000円であります。場所につきましては、国道8号、直江町3丁目交差点北西500m付近で、都市計画用途地域の工業地域内にあることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

52番は、島川原地内の農地2筆、3,473㎡を賃借権の設定により砂利採取のため、平成26年10月20日から平成28年7月19日まで、一時転用地として利用したいものです。場所につきましては、島川原集落開発センター南西300m付近で、農振農用地区域内の農地でございます。

53番は、北入蔵3丁目地内の農地2筆、189㎡を売買により取得し、建て売り住宅1棟及び駐車場の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約1万9,000円あります。場所につきましては、三条東病院南西200m付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

54番は、上保内地内の農地2筆、198㎡を売買により取得し、住宅1棟の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約2万4,000円あります。場所につきましては、JR保内駅南西500m付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

最後に、55番は田屋地内の農地2筆、423㎡を売買により取得し、住宅1等の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約600円あります。場所につきましては、五十嵐川にかかる永田新橋北西200m付近で、居住者の生活上、必要な住宅で、集落に接続して建設するものです。農用地区分は、第1種農地と判断されます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果を報告願います。

8 番、刈屋一夫委員。

第2 調査部会長（8 番刈屋一夫委員）

議第2 号『農地法第5 条の規定による許可申請について』は、合計件数6 件、面積1 万4, 606 ㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、いずれも立地基準及び一般基準を満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言をお願いします。

発言がないようですので、お諮りをいたします。議第2 号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

なお、ただいま許可相当とした案件については県農業会議へ諮問し、答申があった後に許可といたします。

議長（野崎会長）

続きまして、議第3 号『農地の競売（買受）適格者証明願いについて』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（堀事務局長）

それでは、議第3 号『農地の競売（買受）適格者証明願いについて』説明いたします。

議案書の5 ページお願いいたします。今月の申請は2 件であります。

1 件目の事件番号平成25 年（ケ）第41 号、物件1 から2 の競売となる土地は、下保内地内の農地2 筆、1, 667 ㎡で、農振農用地であります。競売入札期間は、平成26 年10 月10 日から平成26 年10 月20 日であります。特別売却期間は、平成26 年10 月27 日から平成26 年11 月4 日で、見積価格は2 筆一括で71 万円であります。債権者は1 名で、東京都の日本再建回収株式会社であります。場所につきましては、保内小学校北東800 m 付近であります。競売願い出者は2 名で、いずれも農業を営む方で、経営規模拡大を図るため願い出されたものであります。

続きまして、2 件目の事件番号平成25 年（ケ）第41 号、物件3 の競売となる土地は、同じく下保内地内の農地1 筆、1, 279 ㎡で、農振農用地であります。競売入札期間は、平成26 年10 月10 日から平成26 年10 月20 日、特別売却期間は平成26 年10 月27 日から平成26 年11 月4 日で、物件1 から2 と同様でございます。見積価格は1 筆で54 万円であります。債権者は1 名で、同じく東京都の日本再建回収株

式会社であります。場所につきましては、保内小学校北東900m付近であります。競売願い出者は2名で、いずれも農業を営む方で、経営規模拡大を図るため願い出されたものであり、物件1から2と同じ方でございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果を報告願います。

8番、刈屋一夫委員。

第2調査部会長（8番刈屋一夫委員）

議第3号『農地の競売（買受）適格者証明願いについて』は、件数2件、願い出者数2名の申請について、書類審査及び事務局の現地確認結果など詳細説明を受け、証明願い出者の経営面積や機械、労働力、技術、下限面積など許可要件を全て満たしており、適格者証明願いは適当と判断いたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

14番、村山委員。

14番（村山佐喜雄委員）

今の説明の中に、事件番号2の下に、下記物件と一体で競売となっておりますが、ここをもう少し説明お願いできますか。物件4と5。

議長（野崎会長）

事務局。

事務局（堀事務局長）

物件3につきましては、農地以外である雑種地、物件4と5が競売になるわけですが、今回適格者証明を求められているのは農地だけということでございますので、地番732-1、田、現況畑、この部分だけということになります。

議長（野崎会長）

ほかにございませんでしょうか。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第3号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり適格者として証明を与えることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

なお、適格者証明の交付を受けた者が最高競落人となり、農地法第3条申請を提出さ

れた場合、証明書の交付時と事情が異なっていると認めた場合を除き、許可相当とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

第2調査部会長は、自席お戻りください。大変ご苦勞さまでした。

議長（野崎会長）

続きましては、議第4号『平成27年度三条市農林関係の要望について』を議題といたします。

この件につきましては、今までも上程させていただいて、農政対策部会に付託を申し上げ、議論していただいた経過がありますが、今回もそのようにしたらいかがとご提案申し上げます。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長（野崎会長）

異議なしと認めます。

それでは、議第4号につきましては農政対策部会に付託をいたすことにいたします。

議長（野崎会長）

続きまして、議第5号『三条市経営所得安定対策検討委員会委員の推薦について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（堀事務局長）

それでは、議第5号『三条市経営所得安定対策検討委員会委員の推薦について』ご説明いたします。

皆さんのお手元に配付されていると思いますが、議第5号参考の依頼文書のとおり、三条市長から1名の推薦依頼がありました。これは、近年の米価下落傾向や国の米政策及び経営所得安定対策の見直しに対しまして、農業収入の減少が想定されることから、農業者の農業所得の確保に向け、経営所得安定対策への対応を踏まえつつ、農業者が農業のみで生活に必要な所得を確保できる農業経営モデルの構築を目指す検討会でございます。

この検討会におきましては、特に飼料用米の活用についても検討するとのことでございます。

会議は、3回程度予定し、委員12名以内で組織し、市長が委嘱するものであります。任期は、平成26年度いっぱいであります。

なお、第1回検討会は10月に予定をされております。

以上で説明を終わります。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

この議案についてお諮りをしたいと思います。委員推薦については、私にご一任いただけるかお諮りをしたいと思います。いかがでしょうか。

廣川委員。

17番（廣川哲也委員）

その前にちょっとお尋ねしたいのですが、今12名以内ということのお話ですが、ほかのメンバーはどんなような方が予定されているのでしょうか。

議長（野崎会長）

局長。

事務局（堀事務局長）

今のところ農林課のほうからの資料では、先ほど申しました農業委員の方1名、推薦していただきたいと。また、県の地域振興局から1名、農業団体としてJAから2名、担い手から1名、稲作農家からの2法人、それからあと商系業者等々となっております。計12名以内ということでこれらの団体から推薦いただくということであります。

議長（野崎会長）

はい。

17番（廣川哲也委員）

いわゆる農業の関係者がほとんどを占めるというふうに理解してよろしいですか。

議長（野崎会長）

はい。

事務局（堀事務局長）

おっしゃるとおりです。委員、ご指摘のとおりでございます。

17番（廣川哲也委員）

ありがとうございました。

議長（野崎会長）

ほかにご意見ございませんでしょうか。

ないようですので、推薦委員については私にご一任いただけるかお諮りしたいと思います。いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

異議なしとのことですので、私から任命をさせていただきます。

三条市経営所得安定対策検討委員会委員は、今年度から制度改正された経営所得安定対策を踏まえ、検討委員会においては飼料用米の活用を検討することからしますと、畜産農家として具体的な対応を検討できる村山佐喜雄委員を推薦していきたいと思いますが、いかがなものでしょうか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

異議なしということで村山委員、よろしくお願いたします。

議長（野崎会長）

以上で議事が終わりましたので、報告事項に移ります。

報第1号につきましては、ただいま議事の中で報告をいただいておりますので、省略をいたします。

議長（野崎会長）

それでは、報第2号から報第4号まで、続けて事務局より報告願います。

事務局（堀事務局長）

（別添報告書により説明）

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、報告の中で質問がございましたらご発言いただきたいと思います。

ご発言がないようですので、報告事項を終わります。

議長（野崎会長）

来月の調査部会の開催案内をお願いいたします。

第3調査部会、4番、村井善一郎委員。

第3調査部会長（4番村井善一郎委員）

来月は、第3調査部会の当番でございます。10月27日午前9時から厚生会館第1集会室で会議を開催いたします。関係委員は、出席をお願いします。

議長（野崎会長）

なお、来月の総会は31日に予定しております。

総会終了後、午後から今年度第2回目の農地パトロールを開催する予定でございますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、長時間にわたってご審議いただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして定例総会を閉会いたします。

午前10時00分 閉会

会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために、ここに署名捺印する。

三条市農業委員会会長

議事録署名委員（12番）

議事録署名委員（25番）
